

# 唐津市浄水センター等運転維持管理業務包括的委託

## 一般仕様書

令和 8 年 4 月

唐津市上下水道局

## 目次

### 第1章 総則

第1条	目的	2
第2条	業務の履行	2
第3条	業務の対象施設	2
第4条	業務の範囲及び業務内容	5
第5条	業務管理	5
第6条	監督員の選任及び権限	6
第7条	総括責任者の選任及び職務	6
第8条	有資格者	6
第9条	業務履行計画書	6
第10条	業務記録等の整備	7
第11条	業務報告書等	7
第12条	安全管理	8
第13条	安全教育及び訓練	8
第14条	完成図書、器具等の貸与	9
第15条	整理整頓等	9
第16条	諸室等の自主管理	9
第17条	火災の防止	9
第18条	下水道施設の一般管理	9
第19条	保険加入	10
第20条	引継事項及び契約業務完了検査	10

### 第2章 業務書類等

第21条	業務書類等	12
------	-------	----

### 第3章 その他

第22条	雑則	14
第23条	リスク分担	14
第24条	疑義	14

## 第 1 章 総則

(目的)

**第 1 条** 本仕様書は、唐津市浄水センター、当該処理区内の中継ポンプ場（6 箇所）、マンホールポンプ場（6 5 箇所）、雨水ポンプ場（2 箇所）及び雨水マンホールポンプ場（1 箇所）（以下「下水道施設」という。）の包括的な運転管理業務において、適正な運転による一定の性能の確保及び効果的かつ効率的な運転維持管理を行うために必要な事項を定めるものである。ただし、特に定める事項については、唐津市浄水センター等運転維持管理業務包括的委託特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に明記する。

(業務の履行)

**第 2 条** 受託者は、下水道施設の機能を十分発揮できるよう、契約書、一般仕様書、特記仕様書、要求水準書、その他関係書類（現場説明を含む）等に基づき、誠実かつ安全に業務を履行しなければならない。

2 履行期間は、令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 4 年 3 月 3 1 日までの 5 ヶ年とする。

(業務の対象施設)

**第 3 条** 業務の対象施設及び所在地は次のとおりとする。

- |                         |                  |
|-------------------------|------------------|
| (1) (A) 唐津市浄水センター       | 二太子 3 丁目 1 番 6   |
| (2) (B)-1 和多田中継ポンプ場     | 和多田先石 5025 番 722 |
| (3) (B)-2 八幡町中継ポンプ場     | 中瀬通 4 番 10       |
| (4) (B)-3 鏡中継ポンプ場       | 松南町地先            |
| (5) (B)-4 山本中継ポンプ場      | 橋本 1044 番 5      |
| (6) (B)-5 東唐津中継ポンプ場     | 東唐津 1 丁目 37 番    |
| (7) (B)-6 原中継ポンプ場       | 原 1116 番         |
| (8) (C)-1 東城内マンホールポンプ場  | 東城内 243 番        |
| (9) (C)-2 西新興町マンホールポンプ場 | 西新興町 2966 番      |
| (10) (C)-3 西大島マンホールポンプ場 | 西大島 256 番        |

(11)	(C)-4 熊ノ原マンホールポンプ場	西新興町 3023 番
(12)	(C)-5 用尺マンホールポンプ場	和多田用尺 2989 番 4
(13)	(C)-6 元石町マンホールポンプ場	町田 5 丁目 523 番 1 地先
(14)	(C)-7 水産加工団地マンホールポンプ場	海岸通 7182 番 420
(15)	(C)-8 町田マンホールポンプ場	町田 1 丁目 2736 番 1
(16)	(C)-9 松南町マンホールポンプ場	鏡 68 番 1
(17)	(C)-10 松原マンホールポンプ場	鏡 2662 番地先
(18)	(C)-11 今組マンホールポンプ場	鏡 3499 番 2
(19)	(C)-12 西山マンホールポンプ場	和多田西山 1631 番 4
(20)	(C)-13 田中マンホールポンプ場	鏡 3706 番 1 地先
(21)	(C)-14 橋本マンホールポンプ場	八幡町 535 番 1 地先
(22)	(C)-15 鏡虹町マンホールポンプ場	鏡 4189 番 1 地先
(23)	(C)-16 山本荘苑マンホールポンプ場	山本荘苑 405 番 5
(24)	(C)-17 石志岸ノ下マンホールポンプ場	石志岸ノ下 3276 番
(25)	(C)-18 佐志南マンホールポンプ場	佐志 3840 番 1
(26)	(C)-19 佐志下新田マンホールポンプ場	佐志 3806 番 1
(27)	(C)-20 佐志上新田マンホールポンプ場	佐志上新田 1565 番 4
(28)	(C)-21 神田西浦マンホールポンプ場	神田 3008 番 1
(29)	(C)-22 御茶ノ水マンホールポンプ場	神田 1060 番 1
(30)	(C)-23 神田山口マンホールポンプ場	神田 337 番 2
(31)	(C)-24 大土井マンホールポンプ場	和多田大土井 1496 番 1
(32)	(C)-25 石志中道マンホールポンプ場	石志中道 4199 番 1
(33)	(C)-26 山本鹿ノ口マンホールポンプ場	山本鹿ノ口 92 番 10
(34)	(C)-27 鏡梶原マンホールポンプ場	鏡梶原 177 番 1
(35)	(C)-28 養母田新開マンホールポンプ場	養母田 663 番 1 地先
(36)	(C)-29 神田堀田マンホールポンプ場	神田堀田 326 番 1 地先
(37)	(C)-30 石志下柳谷マンホールポンプ場	石志 2924 番地先
(38)	(C)-31 椿ハラマンホールポンプ場	鏡 3063 番地先

(39)	(C)-32	松の下マンホールポンプ場	原 2474 番 2 地先
(40)	(C)-33	高土井マンホールポンプ場	久里高土井 2737 番地先
(41)	(C)-34	久里No. 1 マンホールポンプ場	久里 1992 番地先
(42)	(C)-35	久里No. 2 マンホールポンプ場	久里 496-3 番地先
(43)	(C)-36	久里No. 3 マンホールポンプ場	久里 1322 番地先
(44)	(C)-37	久里No. 4 マンホールポンプ場	久里 1131 番地先
(45)	(C)-38	久里No. 5 マンホールポンプ場	久里 1128-38 番地先
(46)	(C)-39	久里No. 6 マンホールポンプ場	久里 1667 番地先
(47)	(C)-40	久里No. 7 マンホールポンプ場	久里 2469 番地先
(48)	(C)-41	曲りマンホールポンプ場	中原曲 2595-2 番地先
(49)	(C)-42	石志門田マンホールポンプ場	石志門田 4252-5
(50)	(C)-43	養母田門前マンホールポンプ場	養母田沼 508 番地
(51)	(C)-44	唐房マンホールポンプ場	唐房 5 丁目 4903 番地先
(52)	(C)-45	浦前田マンホールポンプ場	浦 5526 番 35 地先
(53)	(C)-46	浦白畑マンホールポンプ場	浦 6135 番 1 地先
(54)	(C)-47	鳩川マンホールポンプ場	浦 5200 番 2 地先
(55)	(C)-48	佐志大坪マンホールポンプ場	佐志 1600 番 24 地先
(56)	(C)-49	柏崎マンホールポンプ場	柏崎 1158 番 2 地先
(57)	(C)-50	佐志上新田橋マンホールポンプ場	佐志南 1000 番 5 地先
(58)	(C)-51	見借中代橋マンホールポンプ場	見借 4506 番 1 地先
(59)	(C)-52	見借中代マンホールポンプ場	見借 4530 番 1 地先
(60)	(C)-53	半田矢作マンホールポンプ場	半田 1834 番 1 地先
(61)	(C)-54	宇木マンホールポンプ場	宇木 1267 番 5 地先
(62)	(C)-55	鏡新開マンホールポンプ場	鏡 3616 番 1 地先
(63)	(C)-56	宇木尼寺橋マンホールポンプ場	宇木 3380 番 1 地先
(64)	(C)-57	宇木門田橋マンホールポンプ場	宇木 3252 番 3 地先
(65)	(C)-58	宇木梅野マンホールポンプ場	宇木 2997 番 1 地先
(66)	(C)-59	宇木地藏橋マンホールポンプ場	宇木 345 番 1 地先

- (67) (C)-60 半田寺ノ下マンホールポンプ場 半田 2611 番 1 地先
- (68) (C)-61 見借庚申橋マンホールポンプ場 見借仁多田 3438 番地先
- (69) (C)-62 宇木下ノ原橋マンホールポンプ場 宇木 2837 番 5 地先
- (70) (C)-63 見借松ノ木マンホールポンプ場 見借 3895 番 3 地先
- (71) (C)-64 半田谷口マンホールポンプ場 半田 4765 地先
- (72) (C)-65 唐房 2 号マンホールポンプ場 唐房 4 丁目 4877 番地先
- (73) (D)-1 和多田雨水ポンプ場 和多田天満町 1 丁目 4119-2
- (74) (D)-2 和多田先石雨水マンホールポンプ場 和多田南先石地先
- (75) (D)-3 千代田町雨水ポンプ場 千代田町 2565-8

(業務の範囲及び業務内容)

**第 4 条** 受託者の業務範囲及び業務内容は、以下の各号に記載された業務及び特記仕様書によるものとする。

- (1) 下水道施設の施設概要及び運転は、要求水準書に定める放流水質基準、脱水汚泥含水率基準を遵守するものとする。
- (2) 下水道施設の維持管理は、要求水準書に定める維持管理要求水準を遵守するものとする。
- (3) 分析業務、業務報告等、その他の管理業務

(業務管理)

**第 5 条** 受託者は、創意工夫に心がけ、能率的、経済的かつ安全に業務を履行しなければならない。

- 2 受託者は、労働安全衛生法等の災害防止関係法令の定めるところにより、安全衛生管理に遵守し、労働災害の防止に努めるとともに、安全管理上の障害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じ、速やかに監督員に報告すること。
- 3 受託者は、下水道施設の構造、性能及びその周辺の状況を熟知し、下水道施設の運転管理に精通するとともに、業務の履行にあたって常に問題意識を持ち、設備の予防保全に努めること。
- 4 受託者は、豪雨、台風、地震その他の天災及び施設に重大な支障を生

ずる 場合に備え、連絡体制を整えるとともに、常にこれに対処できるようにすること。

- 5 受託者は下水道施設が公共施設であることを十分認識し、周辺住民との調和を図り、委託者の信用を失墜させる事のないよう業務を履行しなければならない。

(監督員の選任及び権限)

**第 6 条** 委託者は、監督員を定め、氏名その他の必要事項を書面にて受託者に通知する。また、監督員を変更した場合も同様とする。

- 2 監督員の権限は、次のとおりとする。

- (1) 契約の履行について総括責任者との打合、協議、連絡
- (2) 業務履行計画書の承認又は協議
- (3) 業務検査及び監督

(総括責任者の 選任及び職務)

**第 7 条** 受託者は、総括責任者を定め、氏名その他の必要事項を書面にて委託者に通知すること。また、総括責任者を変更した場合も同様とする。

- 2 総括責任者は、現場の最高責任者として、受託者従業員の指揮、監督を行うとともに、技術の向上及び事故の防止に努めること。
- 3 総括責任者は、契約書、仕様書、完成図書、その他関係書類により、業務の目的、内容を十分理解し、施設の機能を把握し、監督員と常に密接な打合、協議、連絡をとり業務の適正かつ円滑な遂行を図ること。
- 4 総括責任者は、設備及び管理状況を常に的確に掌握し、いかなる場合においても対処できる運転管理体制に努めること。

(有資格者)

**第 8 条** 有資格者は特記仕様書に記載するとおりとすること。受託者は、法令上に定める資格を有する者が履行すべき業務には、必要な資格を有する者に担当させること。

(業務履行計画書)

**第 9 条** 受託者は、特記仕様書に記載する業務履行計画書の要領に基づい

て業務履行計画書を作成し、次の各号に掲げる事項について業務履行計画書に記載しなければならない。

- (1) 業務概要に関すること。
- (2) 現場組織に関すること。
- (3) 業務計画に関すること。
- (4) 業務方法に関すること。
- (5) 緊急連絡体制に関すること。
- (6) 安全衛生管理に関すること。
- (7) 災害時配備に関すること。
- (8) 設備点検基準に関すること。
- (9) 各種報告書様式
- (10) その他必要事項

(業務記録等の整備)

**第10条** 受託者は、契約期間内の本委託業務に関するデータの記録、各報告書の作成と報告、設備管理台帳を管理・保存し、委託者が提出を求めた場合は、速やかに提出しなければならない。

(業務報告書等)

**第11条** 受託者は、本仕様書「第2章」に定めるところにより、各号の項目事項の報告書等を作成し、委託者の指示に従い提出しなければならない。

(1) 業務日誌 (様式任意とする)

- |   |                  |        |
|---|------------------|--------|
| ア | 天候、気温、雨量         | (気象)   |
| イ | 報告者              | (担当)   |
| ウ | 環境計測項目の結果        | (水質)   |
| エ | 各処理運転フローにおける処理数量 | (処理状況) |
| オ | 各ユーティリティーの数量     | (調達)   |
| カ | 管理の指標としている諸元値    | (管理)   |
| キ | 主要機器の運転記録        | (運転)   |

ク その他記録・報告すべき事項 (備考)

(2) 業務月報 (様式任意とする)

- ア 業務日誌に記載の事項
- イ 保守・点検・正常状態に復帰させるための調整実施と結果
- ウ 事故・故障記録、対応報告
- エ ユーティリティー等の支払い報告書
- オ 維持管理要求水準に対する施設管理業務の管理報告
- カ その他必要な事項

(3) 業務年報 (様式任意とする)

- ア 業務月報記載事項の月集計
- イ 施設機能報告書の確認書現状報告
- ウ 必要な報告事項、その他

(4) 通日試験報告 (様式任意とする)

- ア 環境計測項目及び結果の分析・考察・評価等

- 2 水質測定・汚泥処分量等については、委託者が求める場合は指示に従い速やかに、提出すること。
- 3 前2項のほか委託者が処理場運営に必要な維持管理に係る報告書等を要求した場合は、提出しなければならない。

(安全管理)

**第12条** 受託者は、作業の実施にあたり関係法令に基づき安全に関する事項を定めなければならない。

(安全教育及び訓練)

**第13条** 受託者は、作業、維持(運転、監視、巡視、点検、測定等)又は運用に従事する者に対して、必要な知識及び技能に関する教育をしなければならない。

- 2 受託者は、作業、維持、又は運用に従事する者に対し、事故その他災害が発生したときの処置について、実地指導、訓練を行わなければならない。

(完成図書、器具等の貸与)

**第 1 4 条** 委託者は、業務遂行上必要とする図面等(完成図書)、委託者が所有する特殊工具等は貸与することも可能とする。

2 点検整備及び簡易な修理に使用する工具類・カメラ・安全対策器具類については、受託者の負担とする。

3 貸与品については、別途、その種類、規格、数量等を借用書に記載し、委託者に提出するとともに、特記仕様書に記載する事項により台帳等を作成し、その保管状況を掌握し、毀損、盗難、紛失等があった場合には受託者が弁償しなければならない。

(整理整頓等)

**第 1 5 条** 受託者は、施設建物内及びその周辺を常に整理し、不要な物品等を除外しなければならない。

(諸室等の自主管理)

**第 1 6 条** 受託者は、下水道施設の一部を作業員控室として使用する場合には、委託者の許可を受け、受託者の責任において維持管理を行わなければならない。また、使用期間中受託者の責任で汚損等があった場合は、受託者の負担で修理すること。

(火災の防止)

**第 1 7 条** 受託者は、下水道施設の火災を未然に防止するため、火気の正確な取り扱い及び後始末を徹底しなければならない。

(下水道施設の一般管理)

**第 1 8 条** 受託者は、業務実施にあたり、下記のとおり維持管理に関連する下水道法、浄化槽法、労働安全衛生法等の法令、規則及び条例等の関係法令を遵守しなければならない。

該当する法令・条例の確認は、受託者の責任で行うものとする。

- (1) 下水道法
- (2) 環境基本法
- (3) 水質汚濁防止法

- (4) 労働基準法
- (5) 労働安全衛生法
- (6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- (7) 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律
- (8) 電気事業法
- (9) 消防法
- (10) その他関係法令等

2 受託者は、業務履行上必要な諸事項について、監督員と協議等を行った場合は、その都度内容を議事録として整理し、速やかに監督員に提出するものとする。

(保険加入)

**第 19 条** 受託者は、契約日より自らの費用で以下の保険に加入しなければならない。

- (1) 受託者賠償責任保険等
- (2) 業務履行上必要な車に対する自動車保険（任意保険）

(引継事項及び契約業務完了検査)

**第 20 条** 受託者は、履行期間を通じて、引継事項を記載した文書を契約終了日の 30 日前までに作成すること。下水道施設の固有の運転管理、点検上の留意点等が把握できるような内容を下記の項目に記載すること。また、受託者は、履行期間完了の際、次の受託者に、業務内容の引き継ぎを行わなければならない。

- (1) 総合運転した時の機能の発揮状況
- (2) 諸機械の振動、異音等の状況
- (3) 計装設備の調節状況
- (4) 運転上の特別な操作
- (5) その他留意事項

2 委託業務引継の期間は、次の受託者との契約日より 3 か月以内とし、

これに要する費用は受託者が負担する。

- 3 受託者の交替時は、貸与品等について履行期間完了日までに、業務の履行開始日、支給時の規格のものを、支給時の在庫量に復さなければならない。
- 4 契約業務完了検査は次のとおり行う。
  - (1) 契約業務完了検査は、受託者から契約期間の最終月における業務完了報告書が提出された以降に、委託者が受託者立会いのもとに行うものとする。
  - (2) 検査日及び場所については、委託者と受託者が協議して定めるものとする。また、受託者は、委託者の業務完了の承認を受けた場合は、遅滞なく業務完了届を委託者に提出すること。
  - (3) 検査は、年間業務履行計画書に基づき受託者が提出した契約業務完了報告書の内容について照合・確認を行うものとする。
  - (4) 検査は、下水道施設について、設備や機器が契約前と同じ機能が保たれているか、委託者と受託者が立会いのもとに行うものとする。
  - (5) 業務完了報告書の検査内容のうち、委託者が特に認めた事項については検査を省略することができるものとする。

## 第 2 章 業務書類等

(業務書類等)

第 2 1 条 受託者は、業務の履行にあたり次の書類を定められた期間内に提出しなければならない。

(1) 契約締結日までに、次の書類を提出しなければならない。

ア 着手届

イ 業務主任者選任届

ウ 業務履行期間 5 年間分の総合計画書

エ 施設使用許可願

オ その他必要なもの

(2) 年間業務実施計画書 (当該年度開始前月の 20 日までに提出)

(3) 年間業務履行報告書 (当該年度分は翌年度の 4 月 10 日までに提出)

(4) 月間業務実施計画書 (前月の 20 日までに提出)

(5) 月間業務履行報告書 (翌月の 10 日までに提出)

(6) 契約期間完了より 14 日以内に、契約業務完了として、次の書類を提出しなければならない。

ア 契約業務完了届

イ 契約業務完了報告書一式

ウ 引継事項を記載した文章一式

エ その他必要なもの

(7) 県への報告書類等 その他必要なもの

2 下水道施設の調整及び整備については、その都度報告書を提出しなければならない。

(1) 調整及び整備を行った場合は、次の事項・内容を記載した報告書を提出すること。

ア 報告書上段には、監督員検印欄を設けること。なお、検印欄の数量及び部署等については、監督員と協議して決めるものとする。

イ 事業者名、業務主任技術者及び実施者名、タイトル、実施年月日

ウ 施設設備名称、整備種別、対象機器名称、作業内容とその結果

(2) 参考図及び工程等、備考

3 設備点検業務の報告書は、特記仕様書によるものとする。

### 第3章 その他

(雑則)

**第22条** 本仕様書に明記されていない事項であっても、運転操作上当然必要な業務等は、誠実に行わなければならない。

2 受託者は、委託者の意向による事項、事業やイベントについて協力すること。

3 運転等に係る資料の提出を監督員が要求した場合は、速やかに応じなければならない。

4 受託者は、監督員の許可なく委託者の所有物を場外に持ち出し、又は業務に必要なとしないものを持ち込んで서는ならない。

5 受託者は、特記仕様書で定める設備管理台帳を作成し、保全歴や整備、工事等の情報を保管すること。

6 設備情報は、常に最新の状態で管理できるよう更新しておかなければならない。

7 運転管理等、本業務で作成、使用したデータは、委託者に帰属する。

(リスク分担)

**第23条** 業務範囲における施設の運転・維持管理上責任は原則として受託者が負うものとする。ただし、委託者が責任を負うべき合理的な理由がある場合には、別途協議のうえ、委託者が責任を負うものとする。また、かかるリスク分担については「別表-1」リスク分担表によるものとし、別に定めのない場合は、その程度や具体的内容 について協議によるものとする。

(疑義)

**第24条** 本仕様書に疑義を生じた場合、又は仕様書に定めのない事項が生じた場合は、委託者と協議し、定めるものとする。

別表一 1 (第 2 3 条関係)

リスク分担表 (1/3)

区分	リスクの種類		概要	負担者		
				本市	受託者	
共通	精度変更リスク	法令変更リスク	本委託に直接関係する法令変更	○		
			本委託のみならず広く一般に適用される法令の変更		○	
		税制変更リスク	本委託に関する新税の成立、税制変更 (法人税を除く)	○		
			法人税の変更		○	
	許認可リスク	受託者が取得すべき許認可		○		
	社会リスク	住民対策	行政サービスにかかる住民苦情、要望に関するもの	○		
			上記に対する一時対応、及び受託者が実施する業務に関する住民対策		○	
		第三者賠償	本市の指示等、本市の帰責事由により、第三者に与えた損害	○		
			本委託を履行するについて、通常避けることのできない騒音、振動、悪臭等に起因して第三者に与えた損害	○		
			受託者が行なう業務の不備により第三者に与えた損害		○	
	経済リスク	物価変動	電力価格の変動	業務委託積算時の採用単価から±1.0%を超える実績単価の変動があった場合の1.0%を超える部分	○	
				同上時から1.0%以下の実績単価の変動		○
			人件費の変動	業務委託積算時の採用単価から1.0%を超える公共工事設計労務単価(電工)の変動があった場合の1.0%を超える部分	○	
				同上時から1.0%以下の公共工事設計労務単価(電工)の変動		○
		脱水汚泥運搬費の変動	業務委託積算時の運搬費から±1.0%を超える実績の変動があった場合の1.0%を超える部分	○		
			同上時から1.0%以下の実績の変動		○	

リスク分担表 (2/3)

区分	リスクの種類		概要		負担者	
					本市	受託者
共通	経済リスク	物価変動リスク	修繕費の変動	業務委託積算時の修繕費から±1.0%を超える実績の変動があった場合の1.0%を超える部分	○	
				同上時から1.0%以下の実績の変動		○
			薬品費の変動	業務委託積算時の薬品費から±1.0%を超える実績の変動があった場合の1.0%を超える部分	○	
				同上時から1.0%以下の実績の変動		○
			電力価格、人件費、脱水汚泥運搬費及び修繕費並びに薬品費以外の費目の変動			○
	金利変動リスク	委託期間中の金利変動			○	
	不可抗力リスク		不可抗力による受託者の損害（契約書20条）		○	
	債務不履行リスク	本契約の解除	受託者の債務不履行によるもの			○
			本市の債務不履行によるもの		○	
	運転管理	処理水質に関する契約基準の未達リスク		本市の指示に基づく運転方法の変更等や有害物質の流入等の不可抗力によるもの		○
受託者の帰責事由による契約基準の未達					○	
脱水汚泥の含水率に関する要求基準の未達リスク		脱水汚泥の含水率の年間平均値が基準値を超過した場合			○	
下水量及び流入水質の変動リスク		過年度の実績等から合理的に想定できる範囲内における水量・水質の変動			○	
		過年度の実績等から合理的に判断できる範囲を超えた水量・水質の変動		協議		

リスク分担表（3/3）

区分	リスクの種類	概要	負担者	
			本市	受託者
保守 点検 修繕	修繕費の遅延によるリスク	委託者発注の修繕の遅延による委託対象施設の機能不足（第三者委託含む）	○	
		受託者発注の修繕の遅延による委託対象施設の機能不足（第三者委託含む）		○
	修繕等による施設の損害リスク	委託者発注の修繕による委託対象施設の損害（第三者委託含む）	○	
		受託者発注の修繕による委託対象施設の損害（第三者委託含む）		○
	環境問題リスク	受託者の責による事故・災害の発生		○
		有害物質の排出・漏洩		○
その他	物品の盗難・紛失リスク	受託者の管理の不手際による物品の盗難・紛失		○
		上記以外によるもの	○	

注) 負担者欄、協議となっている項目は、本市と受託者が協議の上決定するものとする。